

横浜地方裁判所委員会（第27回）議事概要

1 日時

平成27年11月27日（金）午後3時～午後5時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

裁判の広報について

4 出席者

（委員）青木晋，飯田直久，岩崎淳，海野信也，奥田隆文，椛島洋美，齋藤佐知子，時任和子，根本渉，林秀行，平沼英子，広田俊明，松井英隆（五十音順，敬称略）

（事務担当者）民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐，同課庶務第一係長，同課広報係長

5 議事

(1) 所長あいさつ

(2) 新任委員の紹介

（新任委員）青木晋，萩生田美穂子（任命順，敬称略）

(3) 説明者の紹介

石井奈沙（第1民事部判事補），関口恒（第6刑事部判事補），植村直樹（事務局長），須田しのぶ（横浜地方検察庁検察広報官），村松剛（横浜弁護士会弁護士）

(4) 説明者の説明

- ① 植村事務局長から「裁判所における広報活動」と題する説明がされた。
- ② 石井判事補及び関口判事補から「判事補の広報活動」と題する説明がされた。
- ③ 須田検察広報官から「横浜地方検察庁における広報活動について」と題

する説明がされた。

④ 村松弁護士から「横浜弁護士会の法教育活動」と題する説明がされた。

(5) 意見交換 (発言 ■委員長 ○委員 □説明者)

○ 法曹三者がお互いに協力し合って、広報活動を実施している印象を受けたのですが、実際にはどういう形で役割分担や企画の連携を進めているのですか。

□ 広報とは、国民に司法を正しく理解してもらうことであるという考え方がベースになるので、法曹三者が立場を超えて一緒にやるべきものであろうと思います。法教育活動についても、例えば、弁護士と検事は法廷では争いますが、法の考え方を伝えるという意味では、法律家という大きな枠組みの中でやるべき活動であると思います。その意味で法曹三者が一緒に取り組むべき活動ということになるのですが、必ずしもこれまで三者が協同してやってきたというものではありませんでした。

ただお互いに活動をする中で、何らかの形で連携をしていこうという気運はここ数年高まってきており、例えば、弁護士会ではサマースクールについて裁判所と検察庁に協力をお願いして、平成23年度から共催になりました。また、検察庁が実施している「法の日」週間についても弁護士会や裁判所がそれぞれ講師を出して協力しています。

裁判所や検察庁でもそのような法教育が始まっており、それぞれの活動を生かしながら少しずつ連携が進み、今後はそれが更に強化されていくものと考えています。

■ 基本的には同じ方向を見てはいるのですが、今、説明にあったように、これまでは確かに単独で取り組んできた部分が大きかったという印象があります。平成20年前後頃に裁判員裁判の広報活動が始まり、私もその活動に若干携わったことがあります。そのときは法曹三者で協働して実施することもある一方で、それぞれが独自に取り組んだ部分もあるという状況

でした。その連携協働が徐々に拡大して来たところかなと思います。

- 広報の受け手の方々との接し方は常に考えています。親しみをもってもらえるような企画を考えると伝えたいことが理解してもらえるので、広報専門の担当が一応決まっていますが、他の部署の者も一緒になって、イベントに合わせてホームページを展開したり、自治体の庁舎で出前授業のような企画を実施したりして、少しでも理解を深めてもらうための方策を日夜考えています。
- 私の職場では、ネット時代で様々なものが双方向で行われるようになってきていることから、できる限り様々な窓口を設けて、電話だけでなくメールでも疑問や質問を受け付け、これにはすぐに回答するように心がけ、こちらが気付かない改善すべき事項の指摘を受けたときに、可能なものは直ちに改善するようにしています。そのような工夫はしていますが、十分な広報になっているかという意味では、疑問もないわけではありません。従って、様々な活動を実施して着実にお客さんに来てもらえるというのは羨ましいと思いました。
- 広報は非常に難しいと思います。一般的な国民の知識・理解を高めるという視点以外に、例えば、個々の判決が出たときに、極めて専門性が高い手続などの説明を要する場合がありますと思いますが、裁判所ではそのような広報の実施は可能なのですか。
- 裁判官は判断の内容、理由を全て判決に書き尽くしているつもりです。判決の内容に付け加えるような説明をすることはできませんから、国民の側から見ると、説明が足りないと感じられることもあろうかと思います。他方、個々の事件を離れた広報の場合には、専門性の高いこともかなり丁寧に説明するようになってきていますので、裁判所の文化そのものも変わってきていると思います。
- 裁判所の発信体制は確実に変わってきていると思います。ただ、判決に

は法的に必要な事項は全部書いてあるという前提なので、具体的な事件の判決について、その法的な意味等を裁判官が別途解説することはなく、そこは専門雑誌等での解説に譲るということになります。他方、判決の内容自体はできるだけ正確に伝えたいので、報道機関から依頼があった場合には、判決の基本的な内容をまとめた判決要旨を原則として提供するようにしています。紙面の関係もあってその全てが掲載されない場合も少なくありませんが、報道に際しては、判決要旨を十分に咀嚼した上で記事を書いていただくことを期待しています。

- マスコミ向けに資料を作成したことがあったのですが、マスコミの方の関心と裁判官の関心との間にギャップがあることもあり、難しいときもありました。例えば、マスコミの方は、全国的に同種の事件がどのくらいあるのかという点に関心を持たれたのですが、事件担当裁判官は基本的にはそれを把握していません。そのようなギャップの存在は否めないように思います。
- 検察庁では、例えば、容疑者の逮捕、身柄の拘束、被告人の起訴、不起訴などのように、検察庁が発表しない限り全く公にならない事柄について、手続きの適正が確保されていることを社会の目に触れさせることが必要という観点から、積極的に適時適切に事件の広報をしています。また、犯罪被害者に対する説明は、現在、主として検察庁が担当していますが、十分な納得を得るための方策は今後も検討していく必要があるように思われます。
- 弁護士会としては、判決自体の信頼性を失うことがあってはならず、そのための裁判の広報としては裁判自体を理解してもらうことが必要なので、法教育を積極的に行っている状況です。
- 裁判の広報活動を通じて、国民全体に、司法とはどういうものか、裁判とはどういうものか、裁判官はどういう思考で判決を書いているのか、と

いったことをきちんと理解していただくことが、真の意味で判決の正確な理解にもつながっていくのではないかと思います。そのような観点で法曹三者は活動しています。

裁判員裁判では、国民の方々が実際に刑事裁判に携わっていますが、裁判というものにかかわるだけで、裁判所あるいは司法に対する理解が随分と深まっているように感じています。

- 政治学的には、広報の目的の一つとして主権者教育ということがあるのですが、今回、法曹三者の説明を聴いて、これは全てが主権者教育につながるものであると感じました。こういった形で、特に小中高校生に分かりやすく、多様な価値観の重要性とか、あるいは社会で起こっている様々なことを教える機会を作ることは非常に重要だと思いました。

それから広報の目的を、民間企業では、例えば株価を上げることであった場合に、株価の上昇というのは非常に目に見えやすいのですが、公共機関である裁判所や、あるいは教育機関である大学などでは、広報の目的が達成されているかどうか目に見える結果で出てくるのかというと、なかなか難しい面があります。広報の結果として、イベント参加者数というのは目に見えてとらえやすいのですが、それはいわゆるアウトプットというところであって、そのアウトプットの数字の結果、何が起こったかということに関しては、明らかになりにくい。一方で、そこが最も重要なところなのではないかと思います。伺ったお話では、アンケートに書かれた内容を裁判官や、裁判所に対してフィードバックされているということですから、これはすごく貴重なことだと思いました。

一方で、裁判所では、裁判員制度に関する広報を積極的になさって、お話を聞きに来る人たちはたくさんいても、結果として本当に裁判員になりたいと思う人が増えているのかという点では、最近、統計データが少し下がってきているということなので、アウトカムというところでは難しいの

かなと思いました。

- 広報活動の成果があるかと問われると、これはそう簡単に出るものではないだろうと思っています。確かに、裁判員裁判の関係については報道されているところであり、そういう意味でも、広報に力を入れており、裁判官も裁判所外へ出かけて、広報活動に取り組んでいるのですが、裁判員になりたいと思う人の割合が下がっていること自体については色々な要因が考えられ、広報だけでそれを改善するのは難しい面があると思います。ただ、実際のアンケート結果を見ると、裁判員に興味を持ってやりたいと思っていたとか、あるいは興味があったと答えた方が以前に比べると多いのではないかとの印象を受けていますので、そういう意味では、広報による一定の効果はあると思います。

■ 裁判員経験者のアンケートは、事件の当事者ではなく、いわば利害関係なく裁判手続きに入ってきて、様々な意見を率直に出していただいているもので、この制度が始まってから、裁判所の事務のやり方や設備等も含めて、随分と色々な改善が図られていると感じます。

- 広報活動の一環で、中学、高校にも出かけて講義をしているというお話があり、学生へのキャリア教育の一環にもなっているのではないかと思います。

裁判所が広報の活動を行っている中で、誤解されていることが判明したという報告がありましたが、その具体例があれば教えてください。

- 本来司法の機能では解決できないような事項についても、裁判所に訴えを起こせば何でも裁判で解決されるものと、司法の機能を誤解されていることがありました。

■ 法廷見学をされた方から、裁判官も話すのですねという感想を耳にしたことがあります。テレビなどで、裁判官は法壇に座って黙って話を聞いているだけというイメージを持っている方が少なくないのです。そのような

誤解は国民の間に少なからずあるのではないかと思います。

- 行政機関の広報という点、どこまで伝えたい事項を伝え切れているのか、広報媒体の見やすさに常に悩んでいるといったところなのですが、特に若い世代に対しての広報が非常に難しくなっていると思います。若い方たちは広報媒体としての紙面をほとんど見ないという状況があります。今の時代はスマホなどのデジタル媒体で伝えていかないとなかなか難しく、メールやフェイスブックといったものも、広報のツールとして利用していかないと伝え切れません。行政機関としても、そういう手段を開拓をしていくことに取り組んでいるというのが現状です。

広報の効果という点では、過去に私自身の経験で刑務所を見学する機会があったのですが、刑務所の方から、服役者は、出所後、社会に入っていく際、社会の中で受け入れてもらう必要があります、そのために刑務所の見学を実施して、市民の理解を求めているという説明があり、非常に開かれた刑務所だなどと思って感激し、私自身もすごく理解が深まったということがありました。そういった意味では裁判所も同じで、幅広く一般の方々に体験してもらうことにより、裁判所や司法に対する理解も進展していくのではないかと思います。

(6) 次回の予定

ア テーマ

「労働審判について」

イ 開催日時

平成28年5月20日（金）午後2時～午後4時30分

以上